

2 一般競争入札の概要

(1) 一般競争入札の実施

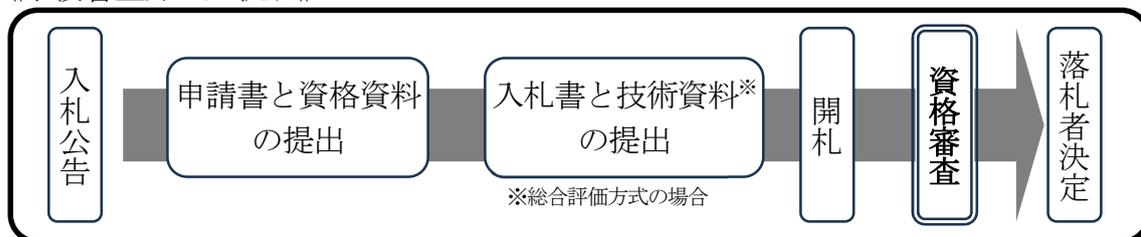
一般競争入札は、発注者が入札の対象となる工事等の概要などを公告して、工事等の受注希望者を募って競争させ、最も低い価格で入札した者を契約の相手方として選定する方式です。(地方自治法第234条)

なお、総合評価方式の入札にあつては、価格及びその他の条件を総合的に評価して契約の相手方を選定します。(地方自治法施行令第167条の10の2)

本県では、入札・契約制度の公正性、透明性、競争性を確保するため、平成6年度から資格条件を付した一般競争入札を導入しています。

なお、対象の全ての工事において、入札・開札後に資格の確認を行う事後審査方式を適用します。

《事後審査方式の流れ》



(2) 対象工事等

原則として、県が発注する2千万円以上のすべての工事です。

(3) 入札方法

原則として申請から開札までを電子入札システムで行います。

ただし、資格確認資料や技術資料が所定のファイル容量で収まらない場合は、郵送又は託送（書留郵便等、記録に残るものに限る。）により提出することを認めますが、持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けないのでご注意ください。

また、ICカードの名義変更等により電子入札システムが使用できない場合は、紙入札に切り替えることができる場合がありますので公告に記載されている連絡先へお問い合わせください。

(4) 落札者決定方式

価格競争方式による場合と総合評価方式による場合があります。

また、建設工事における総合評価方式には、単独企業発注による場合と共同企業体発注（いわゆる特定JV）による場合があります。

(5) 入札参加者の資格要件

入札参加者の資格要件は、工事等の種類又は性質により多少異なりますが、おおむね次のとおりです。

【建設工事】

- ① 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者
- ② 指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者
- ③ 一定の資格及び施工実績を有する主任技術者（又は監理技術者）を配置できる者
- ④ 発注工事と同種の工事の施工実績のある者
- ⑤ 発注工事の工種の年間平均完成工事高が一定値以上である者
- ⑥ 設計業務の受託者でない者及び当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ⑧ 災害対応貢献企業である者

資格要件は案件により異なりますので、公告を必ず確認をしてください。

（6）工事等の公告

契約担当者が掲示の方法で**火曜**又は**金曜**に公告します。

なお、公告の場所は、発注機関及びインターネット（入札情報サービスシステム内「入札公告」）において掲載します。

また、公告期間は、公告日を含めて原則として15日間としております。

（7）入札参加資格確認申請

発注工事の入札に参加を希望する方は、所定の期日までに電子入札システムにより一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書及び資格確認資料を提出してください。

競争資格確認通知の翌日から2日間が入札日になります。

開札後、落札候補者（最低の価格をもって入札した者又は評価値の最も高い者）のみ、入札参加資格確認を確認するため、落札を保留し、入札参加者には保留通知を発行します。

落札候補者の資格を確認した後、入札参加者に落札者決定通知を発行します。

なお、具体的な申請先等は、公告の中に明記してあります。

※ 電子入札システムの競争資格確認通知は、電子入札システム上、入札に参加するための処理として発行されたものであり、入札参加資格を確認したものではありません。

（8）総合評価方式の技術資料提出

総合評価方式は、技術資料を提出することになります。

提出する技術資料は案件により多少異なりますので、公告を必ず確認してください。

なお、具体的な提出先等は、公告の中に明記してあります。また、資料の様式については、県土整備部建設・不動産課ホームページを御覧ください。